

平成 27 年度 宇和島市国民健康保険運営協議会

議 事 録



えひめ
いやしの南予博
2016

日時：平成 28 年 3 月 24 日（木）

午後 3 時～

場所：本庁 3 階 議員協議会室



保健福祉部 保険健康課

■平成27年度 宇和島市国民健康保険運営協議会

1 日 時 平成28年3月24日（木） 午後3時から

2 場 所 本庁3階 議員協議会室

3 議 題

- ・議題1 平成28年度国民健康保険特別会計当初予算の概要
 - (1) 国民健康保険（事業勘定）特別会計
 - (2) 国民健康保険（直営診療施設勘定）特別会計
- ・議題2 特定健康診査等の状況（報告）
- ・その他 被保険者証送付用封筒広告の募集について

4 出席者

委員14名のうち13名出席

○被保険者代表

伊勢田幸雄、辻珠代、中矢千穂子、藤原スミ江

○保険医等代表

友松孝、渡部昌平、宇都宮章、井上貴博

○公益代表

三好敏二、二宮洋始、中平政志

○被用者保険等保険者代表

藤江昇、永木正志

○事務局

市長、市民環境部長、税務課長、納税課長、保健福祉部長、保険健康課長ほか

5 議事録署名人

中矢千穂子（被保険者代表委員）、中平政志（公益代表委員）

1. 開会（司会：事務局）

開会に先立ちまして、この会議室の音響設備について説明させていただきます。

議事録の作成のため、この会議の内容を録音させていただいております。

委員の皆様がご発言される際は、目の前にあるマイクのスイッチを押していただき、赤いランプが点灯してから、お手数ですが、ご発言するごとに、氏名を名乗っていただき、ご発言くださいますようお願いいたします。

また、ご発言いただいた後は、同じスイッチをもう一度押していただき、マイクのスイッチをお切りください。

（石橋市長：着席）

それでは、只今から「平成 27 年度 宇和島市国民健康保険 運営協議会」を開催いたします。開催にあたりまして、石橋市長よりご挨拶を申し上げます。

2. 市長あいさつ

本日ここに、宇和島市国民健康保険運営協議会が開催されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中、ご出席いただくとともに、平素より、市政はもとより国民健康保険事業の運営に、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日の協議会は、新たな任期となった委員のみなさまをお迎えした最初の協議会ですので、私のほうから簡単ではありますが、当市における国民健康保険の運営状況について触れさせていただきます。

現在、宇和島市の国民健康保険の加入者数は約 27,500 人で、市の人口の約 3 割の方が国保に加入しており、おもに自営業者や農林漁業に従事されている方、また 60 歳から 74 歳までの方々などが加入されています。

宇和島市全体の人口減少もあり、宇和島市の国民健康保険の加入者数も同様に年平均で約 1,000 人減っております。

しかしながら、その減り方が問題でありまして、減っている加入者のほとんどは 59 歳以下のいわゆる現役世代であり、平成 25 年度には、60 歳から 74 歳の加入者の数が、現役世代の加入者数を上回るという状況になっており、保険運営に必要な保険料の確保が極めて厳しくなっています。

宇和島市の国保に関する概要としては以上となりますが、本日の運営協議会は、新任の委員の方々におかれましては、国保に関する用語などがわかりにくいところもあり、まずは国保の制度について知っていただくということになるかとは思いますが、平成 28 年度の国民健康保険特別会計の当初予算などについて、担当から説明をさせますので、ご意見・ご質問などをお寄せいただいて、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

3. 委員紹介（司会：事務局）

続きまして、次第に沿って「委員紹介」に移らせていただきます。

それでは、会議資料の最後の頁をご覧ください。

本日は、新たに、2年の任期が始まる最初の協議会ということですので、恐れ入りますが、各委員におかれましては、名簿順に司会の私がお名前を読み上げましたら、その場でご起立ください。

まずは、被保険者代表委員から、伊勢田幸雄委員です。

（伊勢田委員が起立後、簡単なあいさつののち着席）

続いて、辻 珠代 委員です。

（辻委員が起立後、簡単なあいさつののち着席）

続いて、中矢 千穂子 委員です。

（中矢委員が起立後、簡単なあいさつののち着席）

そして、藤原 スミ江 委員です。

（藤原委員が起立後、簡単なあいさつののち着席）

続きまして、保険医等代表委員から、友松 孝 委員です。

（友松委員が起立後、簡単なあいさつののち着席）

続いて、渡部 昌平 委員です。

（渡部委員が起立後、簡単なあいさつののち着席）

続いて、宇都宮 章 委員です。

（宇都宮委員が起立後、簡単なあいさつののち着席）

そして、井上 貴博 委員です。

（井上委員が起立後、簡単なあいさつののち着席）

続きまして、公益代表委員から、三好 敏二 委員です。

(三好委員が起立後、簡単なあいさつののち着席)

続いて、二宮 洋始 委員です。

(二宮委員が起立後、簡単なあいさつののち着席)

続いて、お手元の資料の名簿順でいきますと、清家 康生 委員ですが、本日は欠席されています。

そして、中平 政志 委員です。

(中平委員が起立後、簡単なあいさつののち着席)

最後に被用者保険等保険者代表委員から、藤江 昇 委員です。

(藤江委員が起立後、簡単なあいさつののち着席)

続いて、永木 正志 委員です。

(永木委員が起立後、簡単なあいさつののち着席)

以上、本日欠席の清家委員を含め、14名の方が新たな委員となります。
次に、事務局側も司会のほうから紹介いたします。

河野保健福祉部長です。

藤田市民環境部長です。

田邑税務課長です。

三好納税課長です。

伊手保険健康課長です。

申し遅れましたが、本日の司会を務めさせていただきます、保険健康課の宇都宮といたします。本日はどうぞよろしくお願いたします。

次に、本会議の成立の可否についてご報告いたします。

委員定数14名のうち、本日は13名の方に出席していただいております。

また、国民健康保険条例第2条各号で規定されております各委員につきましても、それ

ぞれ1人以上のご出席をいただいております。

したがいまして、国民健康保険運営協議会規則第4条第2項の規定に基づき、本会議は成立していることをご報告させていただきます。

4 会長・副会長の選任（司会：事務局）

それでは、続きまして、会長・副会長の選任にうつりたいと思います。

今回は任期が更新された最初の協議会ですので、委員の中から会長・副会長を選任していただく必要があります。

会長及び副会長は、国民健康保険法施行令第5条及び協議会規則第2条の規定により、公益代表委員のなかから選出することされております。

事務局といたしましては、前の任期において会長及び副会長に就任していただいた三好委員と二宮委員にそれぞれ会長と副会長をお願いできればと考えておりますが、いかがでしょうか？

ご賛同いただける方は、拍手をお願いいたします。

（拍手）

ありがとうございます。それでは、委員の皆様から御承認をいただきましたので、会長を前の任期に引き続いて三好委員に、副会長を同じく二宮委員に引き続いてお願いいたします。

それでは、協議会規則第3条に従いまして、会議録署名人指名からの議事進行を、三好会長にお願いするとともに、ここで、石橋市長は公務のため退席させていただきます。

（市長退席及び三好委員が会長席に移動）

5. 議事録署名人指名

（会長）

ただいま、委員の皆様から会長に選出されました三好でございます。

はなはだ微力ではありますが、宇和島市の国民健康保険事業の安定的な運営に向けて、会長の重責を全ういたしたいと考えておりますので、委員のみなさまの格別なるご協力・ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事にうつります前に、協議会規則第6条第2項の規定により、議事録署名人を指名させていただきます。

本日の議事録署名人は、「中矢委員」と「中平委員」をお願いいたします。

（中矢委員、中平委員了承）

6. 議題1～3

(会長)

それでは、早速議事に移らせていただきます。

お手元の会議資料に沿って進行させていただきます。

議題1「平成28年度国民健康保険特別会計当初予算の概要」のうち、まず(1)事業勘定特別会計について、事務局からの説明を求めます。

議題1 平成28年度国民健康保険特別会計当初予算の概要

(1) 国民健康保険(事業勘定)特別会計

(事務局)

国民健康保険特別会計のうち、事業勘定の平成28年度の当初予算についてご説明いたします。資料2頁の表1をご覧ください。

平成28年度は、平成27年度の前年度と比べても全体で4億円ほど財政規模が縮小しており、おもな歳入科目ごとにご説明いたします。

保険料につきましては、被保険者数や世帯数からの類推と、過年度実績や今年度の推移状況をもとに約1億4千万円ほどの減少と推計しています。

資料3頁の表2をご覧ください。

表2では、平成23年度から平成28年1月末現在までの被保険者数と世帯数の推移となっております。グラフもあわせてご覧いただければわかると思いますが、被保険者数は毎年1,000人前後減っています。

その減少している内訳をみると、ほとんどが59歳未満の現役世代であり、平成25年度からは60歳以上の被保険者数の方が多くなっており、かつ年々その差が拡大しています。

現役世代の人たちは医療費が比較的少なく、かつ一定の所得が期待できる層でありますので、保険料収入の落ち込みも比較的大きく、低所得者が増加傾向になり、保険運営に必要な保険料の確保が大きな課題となっております。

また、国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、県支出金などについては、歳出予算に負担割合を乗じる方法以外に、過年度決算額や今年度決算見込額、県や関係機関からの通知なども参考に試算しております。

なお、一般会計繰入金も26年度決算額から約1億8千万円増えておりますが、これは国の国保制度改革に伴い、国や県からの財政支援が拡大したことによるものです。

なお、以下、4頁までおもな用語に関する解説をつけておりますので、ご覧いただくとともに、国民健康保険制度における財政負担についてもなるべくわかりやすく簡略化した状態でお示ししておりますのでご確認ください。

次に歳出にうつります。資料5頁にあります表3をご覧ください。

平成28年度は、歳入と同様に財政規模が4億円ほど減少していますが、これは被保険者数の減少によるものです。

それでは、各歳出の項目についてご説明をいたします。

資料 6 頁の表 4 をご覧ください。

保険給付費については、被保険者数が減少傾向にあります。その内訳は歳入のときに説明をいたしましたとおり、比較的医療行為の受ける機会の少ない 59 歳以下の現役世代の方がほとんどであるため、表 4 をご覧いただきますとおり、予算ベースでの 1 人あたりの保険給付費は増加していることがおわかりと思います。

今一度、資料 5 頁にお戻りください。

続いて、後期高齢者支援金、前期高齢者支援金等、老人保健拠出金、介護納付金につきましては、過年度実績や国の通知等に基づき算出をしています。

また、共同事業拠出金のうち、保険財政共同安定化事業拠出金については、国の制度改正により平成 27 年度から事業規模が拡大しておりますが、平成 28 年度につきましては愛媛県国保連合会からの通知にもとづいて試算しております。

その他、保健事業費については、医療費を抑制するためのものとして、医療費通知やジェネリック医薬品の利用差額通知、はり・きゅう利用助成、特定健診・特定保健指導などの経費を計上しています。

特に、特定健診については平成 26 年度から受診料を無料化するなど、事業の充実による受診率の向上につとめています。

なお、6 頁の下半分と 7 頁におもな用語に関する解説をつけておりますので、ご覧いただければと思います。

以上をもちまして、事業勘定の説明を終わります。

(会長)

只今、事務局から説明がございましたが、ご質問、ご意見がありましたら発言をお願いします。

(各委員：質問なし)

(会長)

ご質問がないようでしたら、続いて「(2)「直営診療施設勘定」」について、事務局からの説明を求めます。

(2) 国民健康保険(直営診療施設勘定)特別会計

(事務局)

国民健康保険特別会計のうち、直営施設勘定の平成 28 年度の当初予算についてご説明いたします。資料 10 頁をご覧ください。

直営施設勘定は、市直営の診療所 8 か所を運営するための会計となっております。27 年度までは診療所 9 か所を運営してまいりましたが、28 年度より九島診療所を休止予定とい

たしておりますので、1 診療所の減となります。

具体的な診療所名・出張所名については資料のとおりで、日振島の能登と喜路の2か所は出張所になります。

それでは表5をご覧ください。上の表が歳入、下の表が歳出となります。それぞれ28年度当初予算とは別に、比較対象といたしまして26年度決算額と27年度現計予算額をあわせて掲載し、いずれも科目別に掲載しております。

まず歳入について、おもなものをご説明いたします。診療報酬につきましては9,520万円を計上しております、27年度と比較して4,000万円の減となっており、九島診療所の休止が減少のおもな要因となっております。

次に繰入金につきましては、1億1,018万1千円となっております。診療所は赤字経営となっております、内訳といたしましては一般会計からの繰入金は6,218万1千円、国からの補助である事業勘定繰入金は4,800万円を計上しております。

続いて歳出についておもなものをご説明いたします。

まずは総務費につきましては、1億3,497万6千円となっております。そのうち一般管理費が大勢を占めておりますが、人件費や消耗品、光熱水費など、診療所を維持するための一般的な経費を計上しております。

また、27年度予算と比較して5,543万8千円の減となっており、おもな要因といたしましては、九島診療所の運営休止による人件費の減少となっております。

次に医業費につきましては、診療所運営に関する薬品代の経費となっております。

全体といたしましては、平成28年度予算については歳入歳出同額の2億646万2千円であり、27年度と比較して7,197万2千円の減額となっております。

以上が、平成28年度当初予算の状況となり、引き続き平成28年度の診療体制等についてご説明をいたします。資料の11頁をご覧ください。

まず、27年度現在ですが、蔣渕と戸島、日振島、九島に医師が常駐しておりますが、蔣渕の医師が遊子と下波診療所を、戸島の医師が嘉島の診療所を、日振島の医師が喜路と能登の出張所をそれぞれ兼任で管理しており、表6にありますとおり曜日や時間を決めて診療体制をとっております。

このうち、九島診療所については、九島架橋にともない、診療所医師や地域住民の方々とも話し合い、この平成28年3月31日をもって診療所の休止を予定しております。地元の方々に対しては、28年1月から回覧板等により周知を行ったほか、診療所の掲示板に掲示もして、周知に努めております。

その他の診療所については、診療体制及び診療時間等は資料にありますとおりですのでご確認いただければと思います。

以上で、直営施設勘定に関する説明を終わります。

(会長)

只今、事務局から説明がございましたが、ご質問、ご意見がありましたら発言をお願いします。

(委員)

資料をみますと赤字補てんということで一般会計から6,000万円ほど繰り入れされていますが、島嶼部・半島部の医療体制の確保というものは、当該地域の住民にとってはなくてはならないものと認識しておりますので、引き続き診療所の開設及び診療をお願いしたいと思っておりますし、医師不在の診療所もあるわけですから、たいへん厳しいとは思いますが、医師の確保ということについても引き続き検討をよろしくをお願いしたいと思っております。

(事務局)

島嶼部につきましては、当然医師が常駐して地域医療を行わなければならないと考えており、半島部につきましてもいろいろとご意見はあると思っておりますけれども、委員の御意見も踏まえて今後検討してまいりたいと考えております。

(会長)

ほかにご質問やご意見はありませんか？

(委員)

九島におられる先生は次にどちらにいかれるのですか？ 決まっているのですか？

(事務局)

事務局としては、九島の架橋が完成するというところで、九島の医師には市内の他の診療所にうつっていただけないか、これまでずっと協議をいたしましたが、結果としては宇和島市の診療施設に残っていただく事が出来ず、また医師本人から具体的なことについては公表は控えてほしいということもあり、「宇和島市外の医療機関にうつられる」という程度しか回答できないのが現状であります。

(会長)

ほかにご質問はございませんか？

(各委員：質問なし)

(会長)

ご質問がないようでしたら、議題1の協議は以上とさせていただきます、議題2にうつらせ

ていただきます。

議題2「特定健康診査等の状況」について、事務局からの報告を求めます。

議題2 特定健康診査等の状況（報告）

（事務局）

特定健康診査等の状況についてご説明いたします。資料の12ページをご覧ください。

特定健診は、40歳から74歳の国民健康保険の加入者を対象とした内科的な健診のことで、生活習慣病の予防を目的とした健診です。

特定健診の実績についてご説明いたします。特定健診受診率は、開始した20年度は14.8%と低く、以降受診率アップの取り組みにより、徐々に受診率は増加しています。26年度から自己負担額を無料とした結果27.5%と前年度より4.3%増加しました。しかし、国が示す60%には程遠い状況にあるため、関係機関・団体及び市民を巻き込んだ地域ぐるみの取り組みが必要と考えます。この一環として、今年6月地域金融機関の4行と協定を結び、顧客の国保被保険者へ特定健診案内ちらしの配布やポスター掲示等にご協力頂きました。28年2月末現在、21.6%、27年度は、30%を見込んでいます。

特定保健指導につきましては、特定健診の結果を踏まえ、生活習慣病の発症もしくは重症化を防ぐため生活習慣の改善を図るために実施しております。

初年度は59.6%でしたが、以降実施率が低迷しております。未利用者の理由としては、「忙しい」「自分流で改善」が多いため、利用しやすい指導日の設定、教材や視覚媒体の充実等利用率向上への取組みに努めてまいります。

平成28年度の取り組みについては、13ページでご説明いたします。

左に27年度の取り組みを、右に28年度の取り組みを整理しております。

上から順に、健診の実施期間、健診料金、健診体制、受診率アップの取り組み、重症化予防について記載しております。

健診の期間は、6月1日から開始し、翌年の2月末までとしています。

①健診徴収金は、引き続き自己負担額は無料とし、40歳になる人は、胃・肺・大腸がん検診も「無料」であることを周知し、継続して受診していただくよう勧奨に努めてまいります。

②健診体制につきましては、休日健診や特定健診とがん検診をセットで実施することにしていきます。また、医師以外は女性スタッフであり、託児が可能なレディース検診の継続、本庁のみ実施の乳がんエコー検診を各支所でも実施することとしております。

③継続受診者の増加に向けた取組みとして、27年度の集団特定健診受診者に対し、3月に案内を通知し、期限を設け返信ハガキによる申込を優先的に受け付けることとしていきます。健診受診歴のある方は関心が高く、受診につながりやすいため、毎年リピーターを確保し、積み重ねによる受診率アップを進めます。

⑤不定期受診者への電話勧奨については、27年度の実績として、勧奨者数 811 人に対して、411 人（50.7%）の申込があり、高い効果があるため、引き続き受診勧奨を行います。また、リピーター確保の通知後の未申込者に対して、電話勧奨を実施する予定です。

⑥地域金融機関と連携した受診勧奨として、27年度に引き続きポスターの掲示、健診受診勧奨チラシ等を依頼すると共に、健診啓発ポケットティッシュの配布を予定しております。金融機関の希望に応じた連携・協力事業の充実も図ってまいります。

⑦薬剤師会との連携・協力事業についても継続し、健診受診勧奨ちらしの配布や市民の健康づくりに向けたイベントへの協力を行ってまいります。

⑨事業者健診の健診結果データ取得については、委託医療機関及び事業主へ周知を強化し、人間ドックや治療中の患者への情報提供依頼ちらしを医療機関窓口に設置するなどデータの取得に努めます。

⑪生活習慣病の重症化予防について、27年度の実績をご報告します。

取り組みの概要は、重症化ハイリスク者へ医療機関受診への受診勧奨を行うと共に、生活習慣病等連絡票を配布し、医療機関受診者のうち主治医からの返信、指示があった人に保健師栄養士が保健指導を行うものです。

27年度から対象者を広げ、※印②の特定保健指導対象者で医療機関受診が必要な者についても連絡票を活用しました。連絡票の配布 233 人に対して、医療機関からの返信は、74 人、このうち、保健指導の指示があった人は 34 人（45.9%）に保健指導を行いました。医療機関と連携して、生活習慣改善支援を図ってまいります。

今後も受診率アップと共に、健診結果を活かした生活習慣病の予防、重症化予防の取り組みに努めてまいります。

以上で特定健診等の状況についての説明を終わります。

（会長）

只今、事務局からの報告がございましたが、ご質問、ご意見がありましたら発言をお願いします。

（委員）

ここで質問することではないかもしれませんが、妊婦歯科検診と昨年度から歯周病歯科健診がはじまっていますが、これは特定健診にあたらぬのですか？

（事務局）

それにつきましては、健康増進事業に基づく検診となっており、ここでいう国保の特定健診とは別のものとなります。

（会長）

ほかに、どなたかご質問はございませんか？

(委員)

いま説明のあった特定健診については国保の対象者だけだと思うのですが、例えば協会けんぽの方の家族の方とかの健康診断とかがあまりされていないような気がするのですが、今日の新聞に愛南町が協会けんぽと協定を締結して、検診データを共有して町民の健康増進を図っていくという記事が載っていたのですが、協会けんぽも本人に対しては事業所が検診受診などの勧奨をやるんでしょうけど、その家族については市が何かされるということはあるのですか？

(事務局)

特定健診につきましては、これは保険者が実施することでありますので、国民健康保険の被保険者しか、宇和島市の検診を受診することができません。

また、協会けんぽの方の家族に対する受診勧奨については、協会けんぽが独自で勧奨努力をされているということ、協会けんぽの担当者からうかがっております。

なお、特定健診とは異なりますが、各種ガン検診については事業所で実施していない検診もありますので、それにつきましては宇和島市が実施する検診を受けていただくことも可能ですし、あわせて周知にもつとめているところです。

続いて、愛南町の協定に関することにつきましては、愛南町の担当者に確認いたしましたところ、締結したその内容については、おもに2つあります。

1つめとしては、データの共有があげられます。

市町村は、国保に加入している人しか、特定検診などの各種データを有していないため、今回の協定の締結により、協会けんぽ加入者に関する各種データを提供してもらい、それらも踏まえながら、幅広く町民の健康増進事業に活かしていくというものであります。

次に、2つ目としては、協会けんぽの加入者の家族に対しての愛南町の特定検診などの各種健診の周知があげられ、具体的には、協会けんぽを通じて愛南町の検診の日程などをお伝えして、事業所を通じて受診勧奨をしていただくなどし、受診率の向上に努めることとしているとのことでした。

なお、愛南町の協定にもとづく事業の展開は今後進められるとは思いますが、現在は以上となっているようです。

(会長)

はい、ほかにどなたかご質問はございませんか？

(各委員：質問なし)

(会長)

それでは、議題2の協議については以上とさせていただきます、次の議題にうつらせていただきます。

その他の議題として、「被保険者証送付用封筒広告の募集」について、事務局からの説明を求めます。

その他 被保険者証送付用封筒広告の募集について

(事務局)

その他につきましては、事務局からのお知らせでございます。

資料の14頁をご覧ください。

平成28年度も平成27年度から引き続きまして、自主財源の確保ということで、平成28年度分の被保険者に対して発送する保険証を入れる封筒に有料広告を募集しております。

概要につきましてはご覧のとおりで、合計で4枠募集しております。封筒イメージは資料15頁にございますのであわせてご覧ください。

広告掲載する封筒が被保険者証を送付するものであることから、特定の医療機関や医薬品等に関する広告は対象外とさせていただいております。昨年度も募集をしておりましたが、お問い合わせはいただいたものの、残念ながら申込がございませんでした。

申込の締切が4月8日までとなっており、現在も募集中でありますので、委員の皆様におかれましてもご興味のある方にお知らせいただけましたら幸いです。

以上、その他の議題の説明を終了いたします。

(会長)

只今、事務局からの説明がございましたが、ご質問、ご意見がありましたら発言をお願いいたします。

(委員)

さきほどの説明で、募集したけれども応募がなかったということですが、どんな募集の仕方をされているのですか？

(事務局)

市の広報及びホームページで募集しております。

(委員)

それで問い合わせはあったのですか？

(事務局)

昨年度は1件、今年度は2件、電話にてお問い合わせをいただきましたが、残念ながら現時点において応募がございません。

(委員)

昨年度も募集をかけて応募がないということは周知の仕方が足りないのではないのでしょうか？ また、募集の時期が遅いのではないですか？

(事務局)

3月号の広報で募集をしておりますので、実質は2月末から募集をしているような状況となっております。

(委員)

広報を読まない方もおられますし、募集されていることを知らない方が多いように思います。周知の仕方をもう少し改善すべきと思いますが、いかがですか？

(事務局)

今年度の結果を見て、改善してまいりたいと考えております。

(委員)

もう少し営業活動をされたらよろしいかと思いますが、どうでしょう？

(事務局)

実際のところ、この国保の被保険者証を入れる封筒広告の募集以外にも、市では広報物に広告を募集しているのですが、それらも苦戦しておりまして、なかなか広告主の応札がないというのが現状となっております。

したがいまして、委員の皆様におかれましては周知にご協力を賜れば幸いです。

(会長)

はい、ほかにご質問はございませんか？

(委員)

国民健康保険の事はよくわからないので、ちょっと教えていただきたいんですけども、保険料を払わない人はいるんですか？ どれくらいの程度の方がいて、どれくらいの金額なののでしょうか？ そして、その未収金はどのように回収しているのですか？

(事務局)

平成26年度の決算ベースで申し上げますと、だいたい93%の収納率となっております。

(委員)

ということは、7%は払っていないわけですね？

(事務局)

はい。

(委員)

その払っていない7%の方については、市は何もしていないのですか？ 税金だと徴収する課があると思うんですが、国民健康保険料にはそういうシステムはないのですか？これを放置していると不公平ということになるのではないですか？

(事務局)

宇和島市においては、税の徴収する担当課が国民健康保険料の徴収も担当しており、未納となっている方については、徴収員が戸別訪問や文書や電話による催告、場合によっては滞納処分である差押を行って、滞納金の回収につとめております。

(委員)

いままで差押をしたことはあるのですか？

(事務局)

ございます。だいたい、税金の差押にあわせて国民健康保険料の差押をしております。

(委員)

わかりました。なるべく公平にさせていただきたいと思いますので、引き続き徴収努力をお願いいたします。

(会長)

はい、ほかにどなたかご質問はございませんか？

(各委員：質問なし)

(会長)

質問もないようですので、これで終了させていただきます。

以上で、事務局から提出されております議事の説明が全て終わりましたが、ほかに何か質問等はございませんか。

(各委員：質問なし)

(会長)

無いようでございますので、これで本日の議事はすべて終了となります。委員の皆様

おかれましては、活発な審議にご協力を賜り、ありがとうございました。それでは事務局に司会を戻します。

7. 閉会（司会：事務局）

三好会長、おつかれさまでした。

以上を持ちまして、宇和島市国民健康保険運営協議会を終了いたします。長時間に亘っての協議、有難うございました。

次回の運営協議会は6月を予定しております。

委員の皆様におかれましては、何かとご多忙のこととは存じますが、次回の協議会にも是非ご出席くださいますようお願い申し上げます。